

平成26年度第2回川崎市子ども・子育て会議 議事録

日時：平成26年11月26日（水）19時00分から

場所：川崎市役所第3庁舎18階 大会議室

■出席者

委員	公益社団法人 川崎市幼稚園協会 会長	伊藤 夏夫 氏
	川崎地域連合 副議長	稲富 正行 氏
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 施設部会保育協議会 会長	奥村 尚三 氏
	公益社団法人 川崎市医師会 副会長	片岡 正 氏
	公益財団法人 川崎市生涯学習財団 理事長	金井 則夫 氏
	川崎市民生委員児童委員協議会 会長	齊藤 喜信 氏
	鎌倉女子大学短期大学部 教授	佐藤 康富 氏
(副会長)	学校法人 鷗友学園 特別顧問	柴田 頼子 氏
	川崎商工会議所 副会頭	鈴木 直久 氏
	NPO 法人 グローイン・グランマ 代表	関 和子 氏
	NPO 法人 子育て支えあいネットワーク満 コンシェルジュ事業担当	関川 房代 氏
	川崎市地域療育センター準備室（社福 同愛会）地域支援部長	地村 明子 氏
	田園調布学園大学みらいこども園 園長	長南 康子 氏
	元 和泉短期大学 教授	中村 美津子 氏
	公募委員	放生 佳奈 氏
	株式会社 ぶどうの木 代表取締役	堀 晴久 氏
(会長)	田園調布学園大学 教授	村井 祐一 氏
	川崎市こども家庭センター 所長	山口 佳宏 氏
事務局	子育て施策部長	北 篤彦
	子育て施策部担当課長（子ども・子育て支援新制度準備担当）	相澤 太
	子育て施策部こども企画課担当課長〔子育て推進〕	大野 明子
	子育て施策部青少年育成課担当課長〔施設指導・調整〕	萱原 諭
	こども支援部こども福祉課長	北谷 尚也
	こども支援部こども家庭課長	堀田 彰恵
	児童家庭支援・虐待対策室担当課長	小泉 幸弘
	保育事業推進部保育課長	田中 眞一
	保育事業推進部保育課担当課長〔運営調整〕	奈良 眞澄
	保育事業推進部保育課担当課長〔民間保育園指導調整〕	須藤 聖一
	保育事業推進部保育所整備推進担当課長（民間活用推進）	眞鍋 伸一
	麻生区子ども支援室	1名
	中原区子ども支援室	1名
	川崎区こども支援室	1名

■配布資料

議事次第

川崎市子ども・子育て会議 席次表

川崎市子ども・子育て会議 委員名簿

川崎市市民・こども局こども本部関係職員（管理職）名簿

川崎市子ども・子育て会議条例

資料1 (仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画素案について

資料2 (仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画素案

資料3 (仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画素案に関する意見募集について

資料4 子ども・子育て会議条例及び児童福祉審議会条例の改正について

資料5 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う基準の条例等の制定について

参考資料1 子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けたスケジュール（計画策定関係）

参考資料2 リーフレット「子ども・子育て支援新制度」がはじまります 抜粋

参考資料3 「川崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について」

参考資料4 「川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について」

参考資料5 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準（案）」に対するパブリックコメント実施結果について

参考資料6 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う関係条例に対するパブリックコメント実施結果について

参考資料7 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う「保育の必要性の認定及び利用調整の基準（案）」に対するパブリックコメント実施結果について

■議事

（開会にあたり、事務局より、全委員21名中18名が出席し、会議条例第6条第2項の規定により、委員の半数以上が出席し会議の定足数を満たし会議が有効である旨、並びに菅野礼子委員が平成26年10月6日に逝去され、後任の方の選定については調整中である旨の説明がなされた。また、傍聴者4名の傍聴が承認された。）

1. (仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画素案について

（事務局より、資料1「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画素案」に基づき、第1章から第4章までの説明がなされた。）

【村井会長】 本日の次第4項目のうち、1番の審議事項が非常に重要である。様々な視点から御意見を多数頂きたい。この場で確認して終わりという訳ではなく、一定期間の期日を設けて御意見を承るが、可能な限りこの場で意見を頂戴したい。

【関川委員】 資料1の第1章(1)に「幼児期の教育・保育」や「幼児期の学校教育・保育」等、幼児期に関する記述が複数あり、統一されていない。意図的であればよいが、表記を統一して頂きたい。

【事務局】 保育に関しては、乳児期の「保育」があるので、その他の記載と合わせて調整させて頂く。

【堀委員】 素案はあくまでも行政側が作成しているが、市民側に立った根本的な理念が大

切であり、実際に保育園に入所できるのか、どのような子育て支援があるのか等、今後5年間の計画を策定する上で、当事者目線で検討する必要がある。

【事務局】 現在のものはあくまでも素案であるため、委員の方々の御意見等も踏まえた上で、年度末の成案作成に向けて作業を進めさせて頂きたい。

【村井会長】 策定時に明確な評価軸、評価方法、評価ポイントを示すことが重要である。数値的な評価を示すことが困難な事業もあるが、計画の時点で評価軸をある程度示しておかなければ、中間評価や5年後の評価時に、方針やスローガンにとどまる懸念がある。素案には基本目標、これまでの取組、現状と課題、計画期間における方向性、推進項目が示されている。皆さんには、それらの評価やポイントについて御検討頂きたい。

「質の高さ」が議論の中心となるであろう。何を持って高い質と言えるのか、市民に納得していただく必要がある。職員の能力を高めるための支援策、労働環境の充実させる支援策、運営や経営へ参加、自己点検、第三者点検等も最終的には素案に組み込まれなければならない。質が保障されたのか、そもそも保障されているのかという議論にも及ぶため、制度システムとして質を担保できるよう、皆さんの御意見を頂きたい。

【佐藤委員】 資料2のP57とP63の計画期間における方向性では、職員の研修の機会について触れていただきたい。

【事務局】 現状を踏まえた上で検討したい。

【村井会長】 研修は川崎市全体として標準化された独自の研修システムがあつてよい。横浜市ではかつて、組織の垣根を越えた相乗り型の地域福祉の研修システムがあつた。川崎市でも2園、3園の合同での実施等、人事交流やインターンシップ等にもつながり、情報交換の場にもなるため、御検討頂きたい。

【奥村委員】 資料2のP42第4章の基本目標Ⅰ「子どもの権利を尊重する社会づくり」では、子ども達が他児を尊重するという部分が抜けているため、加筆して頂きたい。また、P49の基本目標Ⅱの推進項目である「子育て家庭への経済的支援」では具体的な目標を加えることにより、もう少し現実味が帯びてくると思われる。

【事務局】 御意見をもち帰り、成案までには御報告したい。

(事務局より、資料1「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画素案」に基づき、第5章、第6章、資料3「(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画素案に関する意見募集について」、参考資料1「子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けたスケジュール(計画策定関係)」に基づき、説明がなされた。)

【村井会長】 子ども・子育て支援新制度により変わるものと変わらないものがあるが、現実的に川崎市がどのように変わるのか、市民へイメージを分かりやすく説明しなければならない。資料で変更点を示しただけで市民に理解して頂くことは難しい。ぜひ、パブリックコメントの内容である資料3も確認していただきたい。では、改めて素案の第1章～第6章について意見を伺いたい。

【堀委員】 地域の子ども・子育て支援について、特に0～2歳児は家庭で育てている割合が高い。現場の実感としては、個々の事業としてではなく、事業を線としてつなげていくために、ネットワークや連携が非常に大切となる。どのように連動させていくのか、どうネットワークを作っていくのか、誰が支えるのかについて明確

にしなければならず、ぜひ、施策に加えて頂きたい。

【事務局】 地域の子ども・子育て支援は、点を線でつなぐネットワーク作りが大切である。具体的な内容は、資料2のP51のこれまでの取組で示してある作業の中で進めていければと思う。

【奥村委員】 資料1や資料2、P58の基本目標Ⅲ-1の推進項目である「認定こども園への移行の促進」は、川崎市が認定こども園への移行を推進することが示されているため、推進する方向にあるのか改めて確認したい。また、確保方策は幼稚園に関する記載であり、保育園が認定こども園へ移行する際の記載がないため、明確にして頂きたい。続いて、資料2のP118の「病児・病後児保育事業」は、主語の「保育所等に入所している子どもが」は一昨日外され、全ての子どもが対象であると認識している。通知等御確認の上、文面を修正して頂きたい。また、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」は、乳児院等の活用を検討しているのか、または別の施設なのか教えて頂きたい。

【事務局】 保育園の認定こども園への移行についての記載がないため、御意見をもち帰って検討させていただく。

【事務局】 病児・病後児保育施設については、幼稚園や一時保育利用者も必要に応じて利用していただいているため、表現を変更させて頂きたい。

【事務局】 子育て短期支援事業は、乳児院の活用である。

【奥村委員】 ショートステイの利用人数は今の乳児院の施設で間に合うのか。

【事務局】 社会的養護を見直す計画において検討している。

【伊藤委員】 素案には認定こども園への移行の促進という記載があるが、どのように促進させていくのか。現在、来年度に認定こども園へ移行する新たな施設はあるのか。

【事務局】 来年度については、現行の2園という状況である。女性の社会進出等、多様なニーズへ対応するため、市としては幼稚園事業者の意向を尊重しながら円滑に移行ができるよう支援させて頂く。

【伊藤委員】 魅力のある促進を心掛けなければ、移行する事業者は現れず、待機児童の解消にもつながらない。現状では認定こども園への移行は考えにくい。言葉だけではなく、具体的にどのように促進し、どのような魅力があるのか、明示しなければ、私立幼稚園である以上、認定こども園への移行は進まず、非常に気になる点である。

また、資料2のP58「認定こども園への移行の促進」では、保育教諭への免許の移行であり、今後資格取得を目指す学生は保育教諭免許の取得が想定される。国の政策に反対ではないが、現実的に幼稚園教諭が不足し、神奈川県全体で教諭不足である中、併せて幼稚園教諭についても考慮して頂きたいと前回会議にて発言し、賛同を頂いたと認識している。しかしながら、P57の現状と課題で「幼稚園教諭の確保と安定雇用…」との記載のみでしかない。子ども・子育て支援新制度の枠組みの中の施設である以上、手を取り合って進めていけないものか。ぜひ幼稚園教諭に関しても確保策や支援をして頂きたい。

【村井会長】 大変重要なお話である。上下関係ではないため、保育園と幼稚園のどちらからも意見を頂戴し、事務局にはぜひ御検討頂きたい。

【稲富委員】 資料1の第4章目標V-3「発達に課題のある子どもと家庭への支援の充実」では、「障害児」の漢字表記や「発達に課題のある」という表現は、保護者の心

証を考えてほしい。例えば「支援の必要なお子さん」等の表現にして頂きたい。
【事務局】 ぜひ、検討したい。

【長南委員】 資料2、P57の「小1プロブレム」の問題はかなり以前から問題視されており、市の課題ではなく、一般的な課題である。現状の課題を挙げて頂きたい。

【事務局】 参考にさせて頂き、検討したい。

【村井会長】 法律や条例、省令等で小学校との連携事業として、個人情報や必要な情報が提供可能である。特に気になる子どもにはケース会議や支援会議を開き、受入れのための支援策を検討する。素案では連携が課題となっているが、既に連携は始まっており、さらなる質の向上のための仕組みを充実させる段階に入らなければならない。特に、発達障害の子どもは、見た目からは分からない問題を抱えていることが多く、子どもの実態を把握し、安心できる教育環境作りが必要である。大変重要な内容で、もう一段階進んだ表記がよい。

【堀委員】 働く保護者にとって、小1の壁は重要である。今後、待機児童の解消が徐々に進んでいくと、放課後児童で支えていく量が増えていくことになるが、他都市では学童保育を増やすところもあるが、川崎市では学童保育はない。川崎市では放課後児童健全育成事業が受け皿となるのか。

【事務局】 放課後児童健全育成事業は「わくわくプラザ事業」に包含して実施している。基本的に全学童を対象とし、利用児童数の増加が見込まれるが、専用施設を確保して対応したい。

【堀委員】 「わくわくプラザ」に入れたくないという市民の声もある。整備の具体的な内容は何か。全児童の受け入れのみで、本当に放課後児童健全育成事業を推進していくことができるのか。

【事務局】 課題として認識し、持ち帰って検討したい。

【村井会長】 幼稚園教諭や保育士の見込み量は区ごとであるため、市のみで議論するには少し無理があるが、地域統制のマネジメントが必要である。素案から成案の過程の中で、かなり具体的にないと想定してよいか。

【事務局】 幼稚園教諭や保育士の見込み数は、財源も含め、3月策定に向け直近まで精査し、この会議でお示ししたいと考えている。

【村井会長】 幼稚園教諭や保育士の見込み数に気を取られるが、質の確保について本当は議論しなければならない。各委員からは具体的な御意見を頂きたい。では、意見の期限等について伺いたい。

【事務局】 御意見は平成26年12月25日まで受け付けている。各委員の御意見をぜひ頂戴したい。

【奥村委員】 放課後児童健全育成事業は、6年生まで対象としているとは思えない人数である。国から学習指導もやらなければならないとコメントが来ている中、現状の「わくわくプラザ」で利用人数を単に増やすのではなく、質的な改善として、幼保等の施設の利用等、きめ細やかな対応が必要である。学習面や障害児への対応等についてももう少し明確にして頂きたい。

【事務局】 「わくわくプラザ」については、機能を充実させる必要があるため、今の御意見を参考にしたい。

2. 「子ども・子育て会議条例及び児童福祉審議会条例の改正について」【報告事項】について、
(事務局より、資料4「子ども・子育て会議条例及び児童福祉審議会条例の改正について」に基づいて説明がなされた。)

【質疑等】

なし

3. 「子ども・子育て支援新制度施行に伴う基準の条例等の制定について」【報告事項】について、
(事務局より、資料5「子ども・子育て支援新制度の施行に伴う基準の条例等の制定について」に基づいて説明がなされた。)

【質疑等】

なし

4. 「その他」

【村井会長】

事務局から連絡事項をお願いしたい。また、委員の皆さんからも何かあるか。

【事務局】

事務局からは特になし。

【伊藤委員】

資料2及び資料3のP2の「認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の仕組み」の図の注釈「※幼稚園については、「施設型給付へ移行する施設」と従来からの「私学助成を受ける施設」とを事業者が選択できる。」は、誤解を招きやすい表現である。「これまで「幼稚園の所管は県」、「保育所の所管は市」と区分されていた制度の実施主体が、子ども・子育て支援新制度においては市町村に一本化されます」との記載があるが、子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園は一本化されるが、私学助成を受ける幼稚園については市の所管ではないため、全ての幼稚園が市の所管になると市民に誤解される懸念がある。今後パンフレットを作成する際には、注釈の記述は「子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園は…」と記載した方が分かりやすい。ぜひ理解しやすい文言でお願いしたい。

【村井会長】

実際に移行する施設と移行しない施設があるにもかかわらず、市民は全ての幼稚園が移行すると誤解してしまう可能性がある。場合によっては、相談や苦情等の窓口も異なり、手続きが異なるというレベルの話にまで及んでしまう。新制度に移行する施設名の公表までは必要ないであろうが、各市民がどちらの制度に該当する施設であるか、注意していただく必要があり、川崎市の特徴を広報していかなければならない。最後に今後のスケジュールを教えてください。

【事務局】

参考資料1に、スケジュールを示している。平成27年1月の下旬に「子ども・子育て会議部会」、2月の下旬に「第3回子ども・子育て会議」を予定している。詳細については、事務局より各委員へ別途連絡する。

■ 閉会

【村井会長】

予定次第は全て終了した。御協力に感謝する。

以 上